

近世末期、御室配下の六十六部集団について : 三原市の新出史料から

著者	小嶋 博巳
雑誌名	宗教民俗研究 = Studies of religious folklore
号	24・25
ページ	72-91
発行年	2014
URL	http://id.nii.ac.jp/1560/00000425/

近世末期、御室配下の六十六部集団について

——三原市の新出史料から——

はじめに

近世のどの時点からかはいまだ明らかではないものの、六十六部のうちに仁和寺（御室御所）を本山としていただき、その配下で活動をしていた集団があったことは、少なくとも史料によってすでに明白といつてよい。ことに、安政四年（一八五七）、仁和寺が直末寺院に宛てて六十六部支配を「復旧」させる旨を触れた廻達^①や、明治初年、六十六部集団が本山問題について京都府宛に上申した二連の文書（『公文録』所収^②）が確認されるに及び、少なくとも幕末期には仁和寺が（おそらく江戸の東叡山寛永寺とともに）六十六部の本山として機能し、その配下に一定の組織性をもった六十六部廻国者たちの集団が存在したこと

は疑いないものとなった。^③『公文録』所収の文書群からは、幕末期の仁和寺が院家のひとつに担当者をおいて六十六部支配に当たらせていたこと、六十六部集団は惣会所をもち、組織内には「取締」「会所代」「勘定方」「惣代」等々の役職があつて運営にあたつていたこと、地方には「出張所」がおかれ、地方ごとの統制・連絡の仕組みもあつたらしいこと等々も明らかになつてきた。また、鑑札といつてよいであろう、「御室御所御支配」「〇百〇十〇番」と墨書した木札も確認され、その番号からは集団の規模がけつして小さいものではなかつたことも推測される。仁和寺の六十六部支配については、その配下の集団の実態をより具体的に描き出す作業が求められる段階に至つてゐる。

しかして、まことに幸いなことに、幕末期、御室配下の

六十六部集団に属していたある人物の子孫のもとに、それに関わる複数の文書が伝世していることが判明した。小稿は、それを用いて、この問題について少々の新知見を加えてみたいと考えるものである。

一 三原市、少林寺廻国供養塔と松岡家文書

広島県三原市須波西の少林寺（曹洞宗）の境内に、総高一八二センチを測る角柱の廻国供養塔が立つ（図1）。銘文は図2のとおりである。正面の主銘・脇銘等は廻国供養塔の定形に近く、元治元年（一八六四）、須波村（安芸国豊田郡）源治郎の廻国成就の供養のために造立されたものと理解されるのであるが、興味深いのは、願主源治郎の肩に「御室御所御支配」の文字が刻まれていることである。つまり、源治郎は仁和寺の配下にあつた六十六部集団の構成員だったことが明示されているのであり、事実、その子孫にあたる地内在住の松岡秀人家に、これに関わる一群の文書が残されていたのである。

源治郎は秀人氏の四代前の当主で、少林寺過去帳によつ

近世末期、御室配下の六十六部集団について

て明治十四年（一八八一）に歿したことが判明している。生年は不詳である。その人となりや、廻国の動機、帰郷後の生活などは、すでに現在の松岡家には伝えられておらず、ここで取り上げる文書群以外には、笈や納経帳など、廻国にとまなう遺品も残されてはいない。ただ、のちにも触れるように、



図1 少林寺廻国供養塔

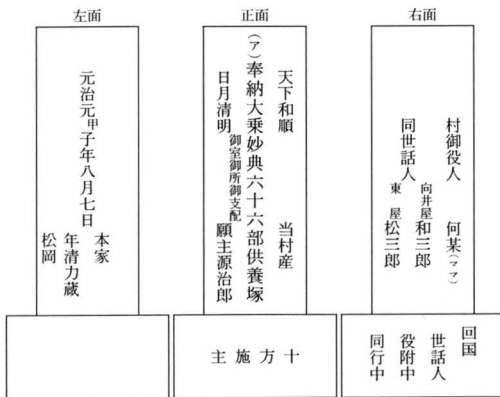


図2 同銘文



図3 松岡家文書

二 源治郎の「天蓋」仲間入りと「順行」まで

一連の文書のうち、もっとも早い年号をもつのは、安政三年（一八五六）の次のものである（以下、松岡氏所蔵文書〔松岡家文書〕全二〇点を年月日順に文書Nと記すこととする）。

〔立合連名一札〕

連名一札之事

一 此度芸州豊田郡源治郎与申仁、天蓋ニ而順行致度由ニ付、武州熊三郎殿ヲ以願出候間、武州高麗郡高倉村長泉寺（印）おゐて我々共立会之上御天蓋着為致候処
 実正ニ御座候間、何卒先々御同行衆中様宜敷御頼奉申上候、為後日之連名仍而如件

安政三辰年

江戸徳明（爪印、以下同じ）

五月日

／同 信教／奥州京造／

大坂輔次郎／佐土周造／

下総善吉／備後文助／防

州要吉／野州弥吾七／備

後市平／武州庄太郎／豊

前与右衛門／武州熊三郎

くだんの文書は、「御室御所御定目」と朱書された菊花紋入りの函に収められて、松岡家の床の間に安置されていた（図3）。内容は、源治郎の六十六部集団への加入に始まって廻国成就の供養を経ての引退にまで及び、点数は二〇点を数える。以下、これを年代を追って検討してゆきたい。

源治郎が、「天蓋にて順行」したい旨を武州熊三郎を通じて願ひ出たので、江戸徳明以下が立ち会い、武蔵国高倉村(現、埼玉県鶴ヶ島市高倉)の長泉寺において「御天蓋着」をさせた、このことを「先々」の「同行」に対して証明するといふものである。ここには江戸徳明以下、諸国の国名を肩書とする一三名の者が名を連ねているが、じつは徳明が前橋市駒形町の真楽寺境内に立つ明治四年(一八七二)銘の廻国供養塔に名を刻むのをはじめ、各地の廻国供養塔に助力者として見える者が少なくとも五名含まれており、彼らが六十六部の廻国者、それも各地で廻国供養に関わる職業的な六部たちであることは間違いない。⁽⁸⁾「先々御同行衆中」は、したがって、組織に属する同類の六十六部たちにほかならない。

注目されるのは「天蓋」である。虚無僧の深編み笠がそう呼ばれたように、直接にはこれは六十六部が被つたり笠の上に取り付けたりする笠をさすものである。しかし、六十六部に関してはこの語がさらに別の意味をもっていたことが、文化年間に廻国した野田成亮(泉光院)の『日本九峰修行日記』によって知られる。この日記には再々「天

蓋六部」あるいは「天蓋の六部」「天蓋同行」の語が登場し、⁽⁹⁾泉光院はこれを



図4 廻国供養塔に刻まれた「天蓋」の文字

「渡世の六部」と同じ意味で、つまり職業的な六十六部廻国者の意味で用いているのである。これが泉光院の私的な用法なのか、当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近年、鳥谷芳雄によって、嘉永七年(一八五四)、六十六部に出た出雲の巡礼者二名が阿波国で職業六部に出会い、仲間立ち会ひのもとで「天蓋に取り立て」られたという一件の文書が紹介され、六部集団自身がこの語を用いていたことが判明した。⁽¹⁰⁾また、いまだ一例のみではあるが、「天蓋」の肩書のもとに六部の名を列挙する廻国供養塔も発見されている(図4)⁽¹⁾。職業的六十六部集団が、その構成員をこの語で呼んでいたのである。

したがって、この文書は、源治郎が職業六部となって廻

国したいという希望を熊三郎に伝え（あるいは熊三郎の勧誘に源治郎が応じ）、そこで六部仲間が集まって「御天蓋着」という加入儀礼を執り行い、源治郎を仲間入りさせた、と理解される。つまり、鳥谷が紹介する出雲の巡礼者と同様のケースということになる。安芸の源治郎が武蔵の寺で仲間入りした事情も、鳥谷紹介の事例を参考に想像すれば、源治郎はなんらかの心願によつて六十六部日本廻国を志し、その旅の途中で天蓋六部の熊三郎と出会つてみずからもプロの六部行者になりたいと考えた、それを聞いて仲間が集まり、長泉寺で仲間入りさせたという経緯ではなかつたかと思われる。

なお、「御天蓋着」はこれまで知られていなかった語であるが、天蓋つまり六部特有の笠を着用させる儀礼かと推測され、天蓋が職業六部の標章ないし象徴として扱われていたことがわかる。

さて、これに次ぐのは、三年後の安政六年（一八五九）十二月の日付をもつ「御室御所御定目」（図5）である。

〔御室御所御定目〕 芸州豊田郡須波村 源治郎

御室御所御定目之事

一回国行者、天下泰平・国土安穩・五穀成就可奉祈

者也

一回国行者、天下祈念専一也、依之日本国中一之宮可御納経者也

一回国行者可為念仏行者、依之受有信之輩施物、日本国中村々浦々遠国不殘可令修行者也

一回国行者第一

公儀御法度者勿論、国々之国法等相守涯分穩三可令修行、自然致修行之妨者有之節、或船川渡泊宿其

外不依何事難決之儀出来候ハ、

其所役人江可申

出、万一不相濟

節ハ当御所江可

申出者也

一回国儀者六波羅

密行法之一端

也、依之武器類

惣而威勝ケ間敷

品不可致所持

候、併五寸以下



図5 御室御所御定目（部分）

守刀ハ不苦候、且笈仏之儀者其行者之任信仰可為念誦仏、尤仏具指添候事茂差許者也

芸州豊田郡須波村

行者源治郎

〔文書乙〕

一回国行者行暮候節ハ、其所役人相頼止宿可致、尤往來手形持參可有之者也

一回国行者出逢候時ハ、相互ニ国所尋合納経等相改、若胡乱ケ間敷者於有之ハ、其所役人之所ニ而急度可為擯撥者也

一回国同行中却而大勢集間敷、三人以下ハ不苦候、尤同行中法外之者於有之ハ、三人立合ニ三道具等取上可相私事、兩人相對致間敷者也

一回国同行中心得違之者有之、其所之役方召捕候ハ、罪之次第承合不容易儀ニ候得者其筋江願出、御定目書并三道具等申下、

当御所江可有返上者也

右

御定目之旨趣急度相守可令回国者也

総法務御所

安政六年

芝築地総在庁(印)

十二月廿八日

橋本民部卿(印)

矢守備後守(印)

近世末期、御室配下の六十六部集団について

内容は、これまでに紹介されている御室御所ならびに東叡山の「御定目」と大差ないとしてよいが、発給者ならびに日付が明記されている点で貴重である。芝築地総在庁以下の三人は、この前々年、連名で仁和寺の六十六部支配の「復旧」を諸国の末寺に通達しており、仁和寺の役人、いわゆる寺侍である。

なお、八か条め・九か条めに言及される「三道具」が何をさすか、ここには明言されていないが、のちに仁和寺が六十六部支配から撤退した際、六部集団はあらたに大報恩寺(千本釈迦堂)を戴くことを画策し、今後は同寺を本山としてそこから天蓋・幡・鉦鼓等を頂戴して諸国を順行するようにしたいと願ひ出ているので、あるいはこの三つがそれにあたるのかもしれない。

この御定目の末尾には、次のごとき小さな紙が貼付されている。

安芸国行者源次郎義、今般御定目・天蓋頂戴無相違者也

右 御定目御書附者御大切之御書附故、自然此者於途中病死等いたし候節者、序を以京都惣会所迄返上可有之候、態々持参ニ不及候事

御支配下総宰役

安政七申年正月 星野上総(印)

「御定目」の日付からいえば明けての正月になるが、総宰役・星野上総なる人物が、源治郎に対する御定目と天蓋の授与を確認するとともに、死亡時には御定目を「京都惣会所」まで返上するようにと記している。星野上総は、のちに言及する史料(御室八十八カ所修覆のための勸進申入れ)に「御室御所御支配六十六部取締役人」という肩書で登場する。これも仁和寺の寺侍の一人で、六十六部支配の直接の担当者とみてよいかと思う。京都惣会所は六部集団のいわば本部であり、明治初年には御室の院家であった法金剛院の塔頭、地藏院(金目地藏院)におかれていた。^⑤

なお、この部分も含めてほぼ同文の「御定目」が、群馬県渋川市の狩野新作家文書中にも存在する。^⑥

ところで、安政三年の武州長泉寺での仲間入りからこの「御定目」の授与まで、すでに三年半が経過しているが、これには理由があったようである。「御定目」の授与の二

か月後の安政七年三月、源治郎は惣会所から「順行」を認められることになるが、そこに次のようにある。

〔添書〕^⑦

(印) 口演

御室御所御支配芸州産源次郎、右之仁惣会所居合御座候処、至極神妙之者^⑧而

御殿御奉公如法ニ相濟、会所ハ勿論無滞諸事相濟、居合一統相談之上今度順行為致候間、宜敷奉頼上候、尤其国之法合有之候共足留無之様巡行之段偏ニ奉

京都御免

日本惣会所(印)

安政七年 元締役

申三月 早来又次郎(印)

役附中(印)

国々出張所

居合中

〔文書4〕

「順行」は、この場合、組織の一員としての廻国、職業六部としての廻国の意と推測する。であるならば、源治郎は仲間入りしてただちに廻国をしていたわけではないこと

になる。この文書には、源治郎は「惣会所居合」として「御殿御奉公」や会所の仕事が無事に済ませたとあるから、仲間入り後、京都の惣会所つまり組織の本部に詰め、仁和寺の下働きなどもしていたのであろう。これは新加入者の義務で、これを無事勤め上げてのち、廻国に出るといいう仕組みがあつたのかもしれない。

いずれにしても源治郎は、三年半のうちに六部集団内で一定の地位を獲得し、安政七年正月に至つて御定目を拝領して、組織の一員としての廻国の資格を認められたということであらう。中心部分が失われているために明瞭ではないが、文書4と同じ年月を記す文書5(図6)は、この資格を認める身分証のようなものかと思われる。翌閏三月には仁和寺から輪袈裟の着用も認められている(文書8)。

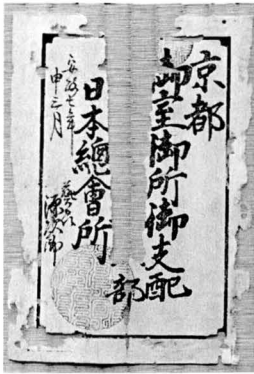


図6 總會所の符
(長 18.5cm)

興味深いのは、これらに前後して、御室御所に対する「献上金」の請取が二点、残ることである(文書3・

6)。安政六年十二月には金一〇〇疋を、翌七年三月には同じく一五〇疋を、それぞれ上納しており、京都惣会所がその請取を出している。請取状は金額・宛先(献納者)・日付以外を版刷りしており、相当数が発行されていたことを窺わせる。

また、同時期の次の請取状も残る。

〔請取〕 壱通 源次郎

一 金貳百疋

右

御室御所御山内八十八ヶ所大師御修覆ニ付助力仕り奉納相済、并会所普請・物墓供養共諸事相済、書面之通り慥ニ致受納、依之請取書一札如件

京都御免

日本惣会所(印)

安政七年 元締役

申三月 早来又次郎(印)

役附中(印)

芸州産源次郎殿

〔文書7〕

仁和寺の背後の成就山には文政年間に開かれた八十八カ

所の写し霊場があつて、全長三キロほどにわたり八八の大
師堂が建つが、開創後まもなく地震で堂宇が倒壊するなど
して、何度か修復事業が行われたらしい。源治郎はそれ(く)
わえて会所の普請と「物墓供養」に醸金したのである。
じつは、幕末期、仁和寺配下の六部が御室の八十八カ所の
修復を謳つた勸進を行なつていたことを示す史料が、備中
早島領と備後福山藩領の村に残っている。おそらく源治郎
もこの勸進活動に従事したのであつて、金二〇〇疋はその
揚がりであろう。なお、図7は筆者がたまたま入手したも
のであるが、御室配下の六部たちがこの勸進で配札したも
のではないかと推測する。

「順行」を認められた二年後の文久二年（一八六二）七月、
源治郎は笈仏を所有することになる。

〔上〕(包紙) 笈仏讓証文壹通入

讓証文之事



図7 御室八十八
カ所向日参回向符
(長 33.5cm)

一笈仏壹荷本尊弘法大師

礼金式歩

右之笈仏、此度芸州賀茂郡小用浦於観音堂同行出会
之砌、同国嘉太郎殿より同源治郎殿江相讓申処実正明
白ニ御座候、先々御同行様宜敷御願申上度、為向後讓
証文仍而一札如件

文久二年戊七月日

讓主嘉太郎

立会

石州甚吉／備後茂平／作州駒吉／
同国治郎／同定治郎／芸州幸之助

先々御同行衆中

当国源治郎殿

〔文書9〕

芸州の嘉太郎という人物から、弘法大師を本尊とする笈
〔一荷〕とあるから、本尊だけではなく笈一式である）を
金二分で譲り受けている。多くの絵画資料や幕末・明治期
の写真に、背の高い華美な笈に仏像を納めて歩く六部の姿
が留められており、彼らの笈には旅具としての実用性では
なく、人びとを仏に結縁させて喜捨を募る機能が期待され
ていたとみられるが、源治郎が譲られた笈もその種のもの

であつたらう。すでに二年以上「順行」していた源治郎がこの段階で笈を手に入れるというのも奇異の感があるが、数人連れの六部のうちの一人だけが笈を負うという写真が少なからず遺っている^⑧ので、職業的な六部たちは数人程度の集団として行動することも多く、源治郎はまだ笈はもたなかつたということであろう。笈の所有は、集団内部でのステータスの上昇を意味するものかもしれない。

なお、笈の譲り主の嘉太郎は、後掲の文書12・15でわかるが、六部集団の芸州出張所の惣代であり、源治郎の廻国供養では世話人を務めることになる人物である。小用浦の観音堂とあるのは、現在の呉市川尻町小用二丁目の小用観音堂かと思われる。この堂は文書16にも再出する。あるいは芸州の出張所がおかれた場所であろうか。

三 源治郎の廻国供養と「隠居」

源治郎の史料でひとつ惜しまれるのは、納経帳が伝わらないことである。そのため、納経した寺社や旅程など、実際の廻国の様子を具体的に知ることができない。ただ、文

近世末期、御室配下の六十六部集団について

久三年（一八六三）九月、源治郎は満願成就の供養（廻国供養）のために勧進することを須波近郷の村々に申し入れており（後掲の文書10）、笈の入手後、廻国を成就したとして帰村するまでに、さほどの時間はたっていない。

源治郎が離郷していた年月については、少林寺先住夫人能方幸子氏の文章に、「七年一〇ヶ月の歳月をかけて全国を巡拝し、須波に帰ってきたときは、死んだと思っていた者が帰ってきたので、一同大そう驚いた」と伝えられているとある^⑨。武蔵の長泉寺で「御天蓋着」を受けたのが安政三年（一八五六）五月であるから、仮にその前年の安政二年秋にでも須波村を旅立ち、文久三年夏頃に帰ったとすれば計算があうことになる。もともと、前述のように京都の惣会所に詰めていた時期があつたとみられるから、この間、一貫して旅の生活を送っていたわけではない。

勧進への協力を申し入れる文書は、次のとおりである。

（前略）然ニ豊田郡須浪村住人源次郎申者日本廻国六十六部満願ニ相成候、然処今般供養仕度存候得共自力ニ難叶、十方之施入ニテ供養成就仕度、時節柄ニ御座候得共、御村方四十八日之間念仏修行之程、御内々御聞濟可被下候得者難有仕合ニ奉存候、村々御役人様

何卒此段偏奉希上候

以上

文久三年九月日

豊田郡須浪村

少林庵

同村 用所

世話人 松三郎(印) / 同 和三郎(印)

願主 源治郎 (文書10)

少林庵は現在の少林寺で、源治郎の檀那寺である。「用所」は村政を扱う所、すなわち庄屋の意であろう。さらに、供養塔にも名を刻む向井屋(安田姓)・東屋(西原姓)の当主松三郎・和三郎が名を連ねている。両家は須波における最有力の豪家とされる。つまり、廻国供養を執り行うにあたり、源治郎は村をあげての協力を取り付けることができたのである。

もつとも、こうした村方の協力にもかかわらず資金調達は容易ではなかったようで、勧進の申し入れは、再度、五か月後の文久四年二月にも出されている(文書11)。こちらには、少林庵・和三郎・松三郎のほか、「同村庄屋永十郎」の名が見える。

廻国供養にあたって、このように近在を勧進して資金を集めるのは通例のことであつたとみられるが、ここでそれを四十八日間の「念仏修行」と表現しているのは興味深いところである。実際に、鉦を打ち、念仏を称えて歩いたと考えたい。「御定目」にみえる「回国行者可為念仏行者」の一文とともに、近世の六十六部の念仏への傾斜が窺える。先述の御室八十八カ所修覆のための勧進も、「念仏修行」「カクヤ」と表現されていた。⁽²³⁾

文書の上には現れていないが、この勧進には六部仲間が多数加わつたと推測される。一群の文書のなかに、年不詳ながら、周防の光之進という六部の満願供養のため、源治郎が金一分を「御香料」という名目で醸出した際の請取がある(文書19)。これは、光之進の供養に協力して、源治郎が勧進で集めたものであろう。源治郎自身の場合にも同様のことがあつたことは想像に難くない。

ともかく、これは成就し、元治元年(一八六四)八月七日、無事に供養が執り行われる。次の文書がそれを示す。

〔⁽²⁴⁾供養立合連名一札 尙通〕

供養連名之事

一今般、其元満願供養致度由年始出会之砌同所一統江

被願出候処、一統評定之上、任其意ニ八月七日定日ニ
而供養法行仕候^(施方)実正也

尤買掛等茂不残算用等相済無何事供養成就仕候、仍而
同行立合連名一札如件

芸州豊田郡須浪村

本願主源次郎宅ニ而

元治元年 会所 芸州浄心(印) / 同 嘉太郎(印)

子八月七日 / 取締々喜七郎(印) / 同々幸之輔(印)

／取次々豊三郎 / 同々久輔(印) / 同

常州啓之祐(印)

立合同行 河内薦五郎(爪印、以下同) / 芸州甚吉

／同佐吉 / 常州清次郎 / 芸州亀吉 / 上

州松次郎 / 芸州辰次郎 / 和州直右衛門

／尾州鉄五郎 / 芸州多右衛門 / 同政之

助

御室御所御家来

吉川孝道(印) / 松岡了戒(印) / 東 忠祐(印)

尼同行

芸州たきの / 同ませ^か / 上州いと / 芸

州この / 豊前ぬい

近世末期、御室配下の六十六部集団について

叶千秋萬歳

(文書12)

「年始出会」の折に一統に願ひ出、評定のうゑ供養執行
が決まったとあるから、この年の正月、六部集団の芸州の
出張所あるいは京都の惣会所での寄合の席で、資金調達の
目処が立った源治郎が供養執行を願ひ出たものと思われる。
日取りについて、「八月七日定日にて」とあることに
は注意しておきたい。八月七日は、六十六部の祖とされる
頼朝房(坊)、すなわち源頼朝の前生たる納経聖の忌日で
ある。六十六部の世界では、この日付を記した頼朝房の位
牌や遺訓が伝えられていた⁽²⁾。御室配下の六部集団にあつて
も、この伝承が意識されていたのである。

「供養立合連名一札」とあるとおり、この文書には芸州
浄心以下、肩書をもつ者七名、他に「立合同行」一名、「尼
同行」五名、計二三名の六部仲間が名を連ねている。筆頭
の浄心および嘉太郎は、のちの文書14・15で知られるよう
に芸州出張所(出張会所)の幹部であり、この供養の「脇
願主」「世話人」という立場にあつた。兩名を含め芸州の
者が多いのは、同出張所に属す六部が多く参集したため
であろう。廻国供養塔では文化末年(一八一〇年代後半)以
降、「立合」「立会」という肩書で数名あるいはそれ以上の

名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現するが、立合とは、文字どおり廻国供養に立ち合い、その執行を見届ける役割であったことがわかる。さらにここには仁和寺からも「御家来」三人が派遣されている。本山の仁和寺をはじめ、組織をあげての関与があったのである。

一方、次の文書は、村方の関係者によるものである。

一 芸州豊田郡須波村源治郎卜申者、六十六部日本回国

順行相済帰国ニ而此度満願供養納経塔ヲ立、拙寺開

眼導師致し候所実正ニ御座候、依而一札差出如件

元治元年 同村 少林庵(印)

子八月七日 同村 役人衆中／同世話人和三

郎／松三郎

源治郎殿

〔文書13〕

六部集団が供養執行を証明した文書12に対し、こちらでは少林庵住職および村役人・村世話人が供養塔の開眼供養を証明している。廻国供養は、六部集団と村方の双方がそれぞれの立場で関わる共同事業の性格をもったということであろう。六部集団が関わった近世後末期の廻国供養塔は、六部たちの名のみならず、ほぼ例外なく村役人・村世話人を刻んでいるが、この事情を示すものである。

ちなみに、このように廻国供養の執行を証した文書は、管見の限りで他に一例の報告がある。文久二年(一八六二)、下野国芳賀郡下大曾村で行われた廻国供養の「供養証書」および「供養証文」がそれで、前者では導師を務めた僧が満願供養の「開元」を(供養塔の開眼の意か)、後者では「京都御室御所惣会所取締」「関東取締」以下の二八人の六部が名を連ねて、「同行中」として立ち合い、諸勘定も済ませたことを証明している。様式はまったく同じではないが、六部集団の関与する廻国供養ではこうした文書が作成されたのである。文書12も算用等が済んだことを記している。諸掛りの清算を証明するためにも、こうした文書が必要とされたのだと思われる。

このときの供養行事の様子については、再々触れる少林寺先住夫人の文章に興味深い記述がある。

その時、三原の寺13ヶ寺、諸国から集まった行者六部200人以上で、3日間法要が行われ『これ以上大いなる行事は他になし』との書き物も残っている。人の重みで、寺の床が抜けはせぬかと心配したそうである。

朝の十時から昼三時まで、御祈禱 法要が続けら

れたが、米の出来ない須波で30俵の米を調達し、大
変な物入りでもあったらしい。(西原種樹氏談)⁽²⁷⁾

西原種樹氏とあるのは須波の村氏神社の宮司(故人)で
ある。源治郎の廻国供養は、このように、地域社会のなか
で語り継がれる特別な出来事だったのである。集まった六
部二〇〇人以上などある数を実数かどうかは確認する術
はないが、伝えられているような雰囲気の法要が行われた
ことは事実であろう。残念ながら、「これ以上大いなる行
事は云々」を記すという「書き物」は確認できていない。⁽²⁸⁾

少々興味深いのは、供養の二日後の次の請取証文である。

覚

一金壹両

銀札三拾目也

右者源次郎殿供養之殘金、慥ニ請取申候処実正三御

座候、仍而如件

元治元年

子八月九日

脇願主 浄心(印)

世話人 嘉太郎(印)

居合同行中

村世話人和三郎様／同松三郎様／同力蔵様

近世末期、御室配下の六十六部集団について

[文書14]

供養の殘金の金一兩と銀札三〇目が、村世話人から脇願
主浄心らに引き渡されている。勸進によつて集まった資金
の一部は、六部集団の収入になったということである。こ
のほかにも、年月日を欠き、委細も不詳であるが、願主源
治郎と会所や役附居合中とのあいだで金子のやりとりが
あったことを示す文書が残る(文書20)。

さて源治郎は、この供養をもつて「隠居」することになる。

〔⁽²⁹⁾隠居免書 壱通〕

覚

一芸州豊田郡須浪村源次郎ト申同行、滿願供養成就仕、

今度隠居被願出候処、早速役附中御承知致、何角諸

掛物之義□⁽³⁰⁾差免者也、病氣見舞死去之義ハ相掛不申

候、此宗承知可被致候、仍而如件

元治元年子八月日

芸州出張会所(印)

守浄心(印)／惣代嘉太郎(印)

／役附／居合中

御室御所見廻役

吉川孝道(印)

同村源次郎殿

〔文書15〕

以後「諸掛物」(種々の上納金であろう)を免除すること、病氣死亡の際にも関わりをもたないことが確認されているところからすると、源治郎はこれをもって組織を離脱したとみられる。ひとりの六部が長期にわたって各地の廻国供養塔に名を刻む例は稀ではなく、職業的な六部のなかには長く組織にとどまって活動を続ける者もいたらしいが、源治郎の場合は家郷の生活に復帰することを選択したということである。

ただし、この二年後の慶応二年(一八六六)、なぜか源治郎はふたたび笈を入手している。

覚

一 此度芸州賀茂郡小用浦観音堂ニをいて同行立合のうゑ、笈仏本そん地藏菩薩、佐伯郡浄心殿ヨリ同国源二郎殿へゆすり引仕候、右礼金慥ニ受取申候、以上

慶応二年

寅三月四日

立合 鉄五郎(印)／嘉太郎(印)

ゆすり主

浄心(印)

豊田郡 源治郎殿

〔文書16〕

供養の協願主であった浄心が譲り主である。さきの笈が弘法大師を本尊とするものであったのに対し、今度は地藏を祀る笈であった。「御定目」の五か条めに、笈仏は行者の信仰に任せ云々とあるとおりなのである。先述の念仏への傾斜という側面とともに、近世の六十六部が法華経信仰という理念からおおきく遊離していることがあらためて知られる。

再度の笈入手に至った事情は詳らかではない。ただ、このさらに二年後の慶応四年には四国遍路を名目とした往来手形(文書17)を取得しており、さらに明治四年(一八七二)七月二十一日付の伊予今治浜の船揚り切手(文書18)も残している。源治郎には巡礼の旅への強い思いがなおあったのかもしれない。

まとめ

安芸国須波村源治郎の六十六部としての活動に関わる二〇点の文書を追ってみた。冒頭に述べたように、近世末

期、仁和寺の配下に職業的な六十六部の組織が存在したことはすでに明らかであったが、ひとりの行者について、組織への加入に始まる一連の文書が残り、組織とその構成員のあり様が多少なりとも具体的に窺えるような例は（わずかに先述の鳥谷紹介の事例を除けば）、これまで知られていなかった。これによって、職業的六十六部の組織の実態の一面が浮かび上がってきた。

①まず、六十六部集団には「御天蓋着」という加入礼があった。源治郎の例をみる限りでは、仲間入りの希望が伝えられるとただちに廻国先に仲間が集まって行われたらしい。「天蓋」は六部集団の構成員を呼ぶ語であったとみられるが、儀礼の名からも、天蓋（笠）がシンボルとして機能していたことが窺える。

②新参者のなかには、京都の惣会所勤めを経験する者もいた。源治郎の場合、御天蓋着のち、御定目・天蓋の授与、さらに「順行」の認可まで三年半以上かかっており、この間は京都の惣会所に詰め、御室御所への奉公をしている。一種の修業期間であったとみられる。また、この間、おそらく京都近辺で勧進に従事していたのであろう、組織に対する上納金を納めており、これも地位獲得のために必要な

ことであったに違いない。

③笈は、かならずしも順行の最初から所有していたわけではなく、ある段階で、組織内で（おそらく上位者から）譲られるものであったようである。

④廻国供養の執行には、村方の協力とともに、六部集団の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数参集し、立ち会っており、資金調達の勧進も彼らが担ったとみてよいであろう。あるいは、供養の執行自体、源治郎個人の発願というよりも、実質的に六部集団が主導した可能性を考えなければならぬかもしれない²⁸。他方、仁和寺も供養に役人を派遣しており、その関与は允可を与えて上納金を得るといった形式的なものに留まらなかった。

⑤勧進で集めた供養費用の残金は六部集団に引き渡され、組織の収入となった。これは組織の重要な収入源のひとつであったと思われる。

⑥六部集団には、京都の惣会所のほか、地方ごとに出張所（出張会所とも）がおかれ、役付によって差配されていた。これは、明治四年のいわゆる六十六部の禁令に至る一連の文書（公文録）所収）からある程度は知られたことではあったが、より具体的に裏付けられた。

以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だつた仕組みをもって活動していたこと、仁和寺の関与が小さくなかつたことがみえてきたかと思う。ここに現れてきた六十六部は、もはや単なる巡礼者ではなく、あきらかに本山・本所の配下にある身分集団であつた。山伏・陰陽師・虚無僧等々、近世のさまざまな身分集団のあり方のなかに六十六部を位置づける作業が、課題として浮上してきたといえよう。

【註】

- (1) 日野西眞定「高野山の六十六部史料」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年、一二二—一二三頁。ここで紹介された史料は写しであるが、福井県三国町・性海寺には安政五年七月付の廻達の原本が所蔵されている(福井県文書館 C0033-00286)。群馬県東吾妻町・顕徳寺にも写しが残る(群馬県立文書館 H621-6)。
- (2) 小嶋博巳「明治初年の六十六部の本山問題——『公文録』にみる仁和寺の六十六部支配の終焉と六部集団——」『生活文化研究』所年報』二五、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所、二〇一二年。

- (3) 安政四年の廻達(前掲註1)には、中絶していた六十六部支配を復活させるとある。御室の六十六部支配を明確に裏付ける史料は、目下のところ、ほぼこの廻達以降のものに限られているが、廻国納経帳で仁和寺の請取を特別扱ひする様式が天明期から確認されるので(市村幸夫「快順の廻国納経帳」『郷土てんどう』三三、二〇〇五年。武田和昭「四国辺路の形成過程」岩田書院、二〇一二年、二六五頁)、仁和寺の関与はまちがいない十八世紀後半に遡るであろう。ちなみに、東叡山寛永寺については同様のことがすでに十八世紀前半からみられる。

- (4) 徳島県つるぎ町・東福寺美術館蔵の笈に付属する木札(高三八センチ)に、表面「御室御所御支配」、裏面「文久二戊年(一八六二)八月 執達所(印) 三百八拾三番/六十六部回国行者/越後国古志郡中村/金益」の墨書がある(小嶋博巳「近世末期の渡世六部の廻国と作善」愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在』岩田書院、二〇一三年)。同様のものは群馬県渋川市の狩野新作家文書中にもあり、こちらの裏面は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行者平右衛門/安政七申年(一八六〇)三月」となっている(群馬県立文書館 H12132)。
- (5) この字句は、目下、以下の四基の廻国供養塔でも確認している。

①宮崎市上北方（岩戸神社石段登口）・安政四年銘塔、②真岡市下大曾（薬師堂墓地）・文久二年銘塔、③丸亀市垂水町（垂水茶室跡）・紀年不詳塔、④富田林市宮甲田（錦織神社鳥居脇）・紀年不詳塔。このうち②には「京都元締」「関八州見廻」「役付中」など、④には「大阪会所」「元締」「惣代」「取締役」などの刻字が見える。

(6) 能方幸子「少林寺の六十六部 碑について」『わが町三原』四三、みはら歴史と観光の会、一九九四年、九頁。

(7) 佐渡潤造と備後市平は高崎市飯塚町・安政五年銘塔に、備後文助は長野県宮田村・嘉永元年銘塔、仙台市青葉区宮町（清浄光院・嘉永五年銘塔、みどり市大間々町大間々（光栄寺）・文久二年銘塔および館林市大島町正儀内（春昌寺）・慶応年間銘塔に、それぞれ多数の助力者の一人として登場する。また、野州弥吾七は、廻国の途次で客死したらしく、埼玉県小川町中爪（普光寺）に因幡の六部による文久二年銘の供養塔が立つ。なお、筆者は廻国供養塔約八七〇〇件の情報を「廻国供養塔データベース」（第三版）として公開しており、以下、廻国供養塔に言及する際には、繁を避けて情報源の提示はこれに譲ることとした。

(8) 職業的な六部が廻国供養への関与を生業としていた可能性は、

近世末期、御室配下の六十六部集団について

かつて論じたことがある。小嶋博巳「近世六部の組織性」巡礼研究会編『巡礼論集 2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年。前掲註4の拙稿も参照されたい。

(9) 鈴木棠三校注「日本九峰修行日記」宮本常一ほか編『日本庶民生活史料集成』第二巻、三一書房、一九六九年、三〇・三三一・二四一頁ほか。

(10) 鳥谷芳雄「近世六十六部の集団形成——出雲国遅江村の庄吉・新太郎の例から——」鳥根県教育委員会文化課編『季刊文化財』一二五、二〇一一年、鳥根県文化財愛護協会。

(11) 早川正司氏調査、館山市大井・嘉永五年（一八五二）銘塔。

(12) 小嶋「近世六部の組織性」（前掲註8）、六九―七二頁。

(13) 日野西真定「高野山の六十六部史料」ほか、前掲註1参照。なお、この廻達のとおりであれば、六部集団は源治郎が仲間入りしたのちに御室配下に復帰したことになる。

(14) 小嶋「明治初年の六十六部の本山問題」（前掲註2）、一一五頁。

(15) 同右、一一二頁。

(16) 安政七年三月、上州勢多郡津久田村行者平右衛門宛（群馬県立文書館 H12132-1/2）。註4で触れたように、ここには鑑札も残っている。

(17) なお村上紀夫は、この写し霊場の整備のための勧進を行なった

- 職業的遍路が仁和寺から四国遍路の「惣大先達」に補任された一件を紹介し、仁和寺が六十六部に対すると同様の支配を遍路に対して行おうとしたとする興味深い指摘をしている。村上紀夫『近世勧進の研究』法藏館、二〇一一年、一三三―一三三八頁。
- (18) 片山庶祐『諸日記』安政四年九月四日条（早島史料大庄屋日記編集委員会編『早島史料大庄屋日記』早島町教育委員会、一九九三年、九二頁）。安政五年二月二十五日「御室御所大師堂修理のため六十六部行者念仏修行につき廻達」（『広島県史』近世資料編Ⅴ、広島県、一九七九年、九一〇頁）。
- (19) 数人連れの六部の写真は、たとえば以下の文献で見ることができ。池田政敏編『外人の見た幕末・明治初期 日本図会（文化・景観篇）』春秋社、二〇〇八年（一九五五年）、一八頁。『モース・コレクション／写真編 百年前の日本』小学館、一九八三年、一八〇頁。後藤和雄ほか編『読者所蔵「古い写真」館』朝日新聞社、一九八六年、一〇七頁。
- (20) 能方幸子「少林寺の六十六部 碑について」（前掲註6）。
- (21) 勸進帳が残る例がある（小嶋博巳「隠岐西ノ島の廻国行者史料」『ノートルダム清心女子大学紀要』文化学編、二五巻一号、二〇〇一年）。
- (22) 近世の六十六部が念仏信仰（浄土信仰、阿弥陀信仰）に大きく傾斜していたことは、廻国供養塔の意匠をはじめ、種々の史料に窺える（小嶋博巳「石造物からみる近世の六十六部」『日本の石仏』一四七、日本石仏協会、二〇一三年、八一―一〇頁）。
- (23) 安政四年九月、備中早島領に現れた江戸一之助という六部は、御室の八十八カ所修覆のために村々「カクヤ（隔夜）打度」と申し入れ、また翌年二月には備後福山藩領の村々に対し、同じ目的で「四十八日間念仏修行」をするので便宜を図ってほしい旨、「御室御所御支配取締役人星野上総」より申し入れがなされている（前掲註18）。
- (24) 小嶋博巳「縁起と巡礼——頼朝転生譚と六部たち——」（『説話・伝承学』一七、説話・伝承学会、二〇〇九年、六六―六八頁）。
- (25) 目下、阿波市市場町大野島の文化十三年（二八一六）銘塔を初出として、明治初年までの廻国供養塔の四〇五パーセントにこれが確認できる。
- (26) 『二宮町史』史料編Ⅱ近世、二宮町（栃木県）、二〇〇五年、五八〇―五八一頁。同、通史編Ⅱ近世、二〇〇八年、三三六頁。ただし、「在判」などがあり、写しである。この供養にともない造立されたのが、註5に示した②である。
- (27) 能方幸子「少林寺の六十六部 碑について」（前掲註6）。
- (28) こうした廻国供養の祝祭的な状況については、あちこちで類似

の伝承を聞くことができる。聞き取りで具体的に復元することは困難であるが、これを記録した史料の発見は期待してよいのではあるまいか。

(29) おおよそ文政期以降の廻国供養塔では願主が他国者である事例があまりに増加し(十八世紀には全体の一割程度であったが、一八二〇年代以降は全体の四分の一を超える)、また十数人から数十人規模の集団が助力者として関与した例が目立つようになる。これらは職業的六部集団が廻国供養を主導したものであろう。

付記 小稿を成すにあたって、史料所蔵者の松岡秀人氏、ならびに少林寺御住職・峯岡俊徳師には格別のご高配を賜った。また、そもそも源治郎の供養塔は、藤井英樹氏のご教示によって知り得たものである。記して三氏に深謝申し上げる。